第百二条第二号中「薬剤師又は」の下に「次のいずれかに該当する」を加え、同号に次のように加える。

イ　過去五年間のうち薬局、店舗販売業（動物用医薬品特例店舗販売業を除く。）又は配置販売業において薬剤師又は登録販売者以外の者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間並びに登録販売者として業務（店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。）に従事した期間が通算して二年以上の者

ロ　都道府県知事がイに掲げる者と同等以上の経験を有すると認めた者

第百二条の二及び第百三条中「第百五条」を「第百五条の二」に改める。

第百五条の次に次の一条を加える。

（実務又は業務経験の証明及び記録）

第百五条の二　店舗販売業者は、その店舗において薬剤師若しくは登録販売者以外の者として薬剤師若しくは登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した者又は登録販売者として業務（店舗管理者としての業務を含む。以下この項において同じ。）に従事した者から、過去五年間においてその実務又は業務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。

2　前項の場合において、店舗販売業者は、虚偽又は不正の証明を行ってはならない。

3　店舗販売業者は、第一項の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

第百八条の二第一項中「及び第百五条」を「、第百五条及び第百五条の二」に改め、同条第二項の表第百二条（見出しを含む。）の項中「第百二条（見出しを含む。）」を「第百二条」に、「店舗管理者」を「店舗管理者は」に、「区域管理者」を「区域管理者は」に改め、同項の前に次のように加える。

第百二条の見出し	店舗管理者	区域管理者

第百八条の二第二項の表第百二条の二の項中「から第百五条」を「から第百五条の二」に、「及び第百五条」を「、第百五条及び第百五条の二」に改め、同表に次のように加える。

第百五条の二第一項	その店舗	その区域
	店舗管理者	区域管理者

第百十条の三中「登録販売者」の下に「であって、次の各号のいずれかに該当する者」を加え、同条に次の各号を加える。

一　過去五年間のうち薬局、店舗販売業（動物用医薬品特例店舗販売業を除く。）、配置販売業又は卸売販売業において薬剤師又は登録販売者以外の者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に従事した期間並びに登録販売者として業務（店舗等管理者としての業務を含む。）に従事した期間が通算して二年以上の者

二　都道府県知事が前号に掲げる者と同等以上の経験を有すると認めた者

第百十条の四第一項中「及び第百五条」を「、第百五条及び第百五条の二」に改め、同条第二項の表第百二条の二の項中「から第百五条」を「から第百五条及び第百五条の二」に、「及び第百五条」を「、第百五条及び第百五条の二」に改め、同表に次のように加える。

第百五条の二第一項	その店舗	その営業所
	店舗管理者	医薬品営業所管理者

第百十条の十第二項の表第百十条の七第一項の項中「法」を削る。

第百十一条第六項第四号中「薬剤師又は」を「薬剤師若しくは」に改め、「薬剤師免許証又は」の下に「第百十五条の九第二項に規定する」を加え、「及び医薬品販売業者」を「、医薬品販売業者」に改め、「書類」の下に「及び変更後の店舗等管理者が登録販売者である場合にあってはその者が第百二条第二号イ若しくはロ（第百八条の二第一項において準用する場合を含む。）又は第百十条の三第一号若しくは第二号に該当する登録販売者であることを証する書類」を加える。

第百十五条の三の見出しを「（動物用医薬品登録販売者試験）」に改め、同条中「動物用医薬品登録販売者試験等」を「動物用医薬品登録販売者試験」に改め、「次条から第百十五条の七までの規定により実施される試験（以下「動物用医薬品登録販売者試験」という。）又は」を削る。

第百十五条の四から第百十五条の七までを次のように改める。

第百十五条の四から第百十五条の七まで　削除

第百十五条の八第二項第一号中「動物用医薬品登録販売者試験等」を「動物用医薬品登録販売者試験」に改める。

第百十五条の九第一項第二号中「都道府県名」の下に「（日本国籍を有していない者については、その国籍）」を加え、同項第三号中「動物用医薬品登録販売者試験等」を「動物用医薬品登録販売者試験」に改める。

第百二十七条第一項中「医療機器を」を「高度管理医療機器等を」に、「医療機器の」を「高度管理医療機器等の」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該使用された高度管理医療機器等が他の高度管理医療機器等の販売業者等から販売、授与又は貸与された場合であって、当該使用された高度管理医療機器等を他の高度管理医療機器等の販売業者等に販売し、授与し、又は貸与しようとするときは、この限りでない。

第百二十七条第二項中「医療機器の」を「高度管理医療機器等の」に改める。

別記様式第十六号㈢の備考2中「第91条の33第1項」を「第91条の29第1項第1号」に、「及び」を「並びに」に、「第91条の33第3項」を「第91条の29第1項第2号」に改める。

別表第六中「第百八十二条」を「第百八十三条の二」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年八月二十一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正前の動物用医薬品等取締規則（次条において「旧規則」という。）第百十五条の三に規定する動物用医薬品登録販売者試験に合格した者については、この省令による改正後の動物用医薬品等取締規則（以下「新規則」という。）第百十五条の三に規定する動物用医薬品登録販売者試験（以下「新試験」という。）に合格した者とみなして、新規則の規定を適用する。

第三条　旧規則第百十五条の三に規定する動物用医薬品登録販売者試験等に合格した登録販売者については、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して五年を経過する日までの間は、新規則第百二条第二号イ（新規則第百八条の二第一項において準用する場合を含む。）又は第百十条の三第一号に該当する登録販売者とみなして、新規則の規定を適用する。

第四条　施行日から平成二十八年三月三十一日までの間に行われる新試験に合格した者（平成二十七年九月一日において過去五年間のうち薬局、店舗販売業又は配置販売業において薬剤師又は登録販売者以外の者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間が通算して一年以上である者に限る。）に係る新規則第百二条（新規則第百八条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、平成二十八年八月三十一日までの間は、同条第二号イ中「二年」とあるのは、「一年」とする。

2　施行日から平成二十八年三月三十一日までの間に行われる新試験に合格した者（平成二十七年九月一日において過去五年間のうち薬局、店舗販売業、配置販売業又は卸売販売業において薬剤師又は登録販売者以外の者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間が通算して一年以上である者に限る。）に係る新規則第百十条の三の規定の適用については、平成二十八年八月三十一日までの間は、同条第一号中「二年」とあるのは、「一年」とする。